

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																
<p>（借受けの資格）</p> <p>第3条 資金の貸付けを受けることができる女性（以下単に「女性」という。）は、他から同種の資金を借り受けることが困難と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号に該当する者のうち、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養していない者で、その収入が墨田区規則（以下「規則」という。）で定める収入基準を超えるものを除く。</p> <p style="padding-left: 40px;">配偶者のない女子で、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、墨田区に住所を有する<u>20歳</u>以上のもの〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>20歳未</u>満の者であっても、配偶者のない女子で、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、墨田区に住所を有し、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養しているものは、区長が特に必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（貸付けの限度額等）</p> <p>第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資金の種類</th> <th style="width: 25%;">限度額</th> <th style="width: 25%;">据置期間</th> <th style="width: 25%;">償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技能習得資金</td> <td>1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中<u>5年</u>を超えない範囲内において月額 <u>65,000</u>円 2 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>転宅資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	事業開始資金	〔略〕			事業継続資金	〔略〕			技能習得資金	1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中 <u>5年</u> を超えない範囲内において月額 <u>65,000</u> 円 2 〔略〕	〔略〕	〔略〕	就職支度資金	〔略〕			住宅資金	〔略〕			転宅資金	〔略〕			医療介護資金	〔略〕			<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p style="padding-left: 40px;">配偶者のない女子で、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、墨田区に住所を有する<u>25歳</u>以上のもの〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>25歳未</u>満の者であっても、配偶者のない女子で、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、墨田区に住所を有し、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養しているものは、区長が特に必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資金の種類</th> <th style="width: 25%;">限度額</th> <th style="width: 25%;">据置期間</th> <th style="width: 25%;">償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技能習得資金</td> <td>1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中<u>3年</u>を超えない範囲内において月額 <u>50,000</u>円 2 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>転宅資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	事業開始資金	〔略〕			事業継続資金	〔略〕			技能習得資金	1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中 <u>3年</u> を超えない範囲内において月額 <u>50,000</u> 円 2 〔略〕	〔略〕	〔略〕	就職支度資金	〔略〕			住宅資金	〔略〕			転宅資金	〔略〕			医療介護資金	〔略〕		
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限																																																														
事業開始資金	〔略〕																																																																
事業継続資金	〔略〕																																																																
技能習得資金	1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中 <u>5年</u> を超えない範囲内において月額 <u>65,000</u> 円 2 〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																														
就職支度資金	〔略〕																																																																
住宅資金	〔略〕																																																																
転宅資金	〔略〕																																																																
医療介護資金	〔略〕																																																																
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限																																																														
事業開始資金	〔略〕																																																																
事業継続資金	〔略〕																																																																
技能習得資金	1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中 <u>3年</u> を超えない範囲内において月額 <u>50,000</u> 円 2 〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																														
就職支度資金	〔略〕																																																																
住宅資金	〔略〕																																																																
転宅資金	〔略〕																																																																
医療介護資金	〔略〕																																																																

生活資金 [略]
結婚資金 [略]

修学資金	1 国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校に就学する期間中 月額 34,500円	(略)	(略)
	2 [略]		
	3 国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校に就学する期間中 月額 76,500円		
	4 私立の高等専門学校に就学する期間中 月額 90,000円		
	5 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大学に就学する期間中 月額 76,500円		
	6 [略]		
	7 国、地方公共団体、国立		

生活資金 [略]
結婚資金 [略]

修学資金	1 国立又は公立の高等学校に修学する期間中 月額 34,500円	(略)	(略)
	2 [略]		
	3 国立又は公立の高等専門学校に修学する期間中 月額 75,000円		
	4 私立の高等専門学校に就学する期間中 月額 88,500円		
	5 国立又は公立の短期大学に修学する期間中 月額 76,500円		
	6 [略]		
	7 国立又は公立の大学に修		

	<p>大学法人又は公立大学法人が設置する大学に就学する期間中 月額 76,500円</p> <p>8 〔略〕</p> <p>9 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程に就学する期間中 月額 34,500円</p> <p>10 〔略〕</p> <p>11 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程に就学する期間中 月額 76,500円</p> <p>12 〔略〕</p> <p>13 専修学校の一般課程に就学する期間中 月額 45,000円</p>				<p>学する期間中 月額 76,500円</p> <p>8 〔略〕</p> <p>9 国立又は公立の専修学校の高等課程に就学する期間中 月額 34,500円</p> <p>10 〔略〕</p> <p>11 国立又は公立の専修学校の専門課程に就学する期間中 月額 76,500円</p> <p>12 〔略〕</p> <p>13 専修学校の一般課程に就学する期間中 月額 43,500円</p>		
就学支度資金	<p>100,000円(私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合には420,000円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合には38,000円、私立の大学、短</p>	〔略〕	〔略〕	就学支度資金	<p>100,000円(私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合には420,000円、国立又は公立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程へ入学する場合には380,000円、私立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程へ入学する場合には590,000円)</p>	〔略〕	〔略〕

期大学又は専修 学校の専門課程 へ入学する場合 にあつては59 0,000円)			
-----------------------------------------------------	--	--	--

(貸付利率)

第7条 女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金、修学資金及び就学支度資金は、無利子とし、その他の資金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を年1.5パーセント以内で規則で定める率とする。

(貸付けの申請)

第8条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第9条 技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金、修学資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする者(女性が扶養している子に限る。)は、保証人を立てなければならない。

2 女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金、修学資金又は就学支度資金の貸付け(第3条第3項の規定によるものを除く。)については、当該資金の貸付けにより知識技能を習得し、就職し、医療を受け、婚姻し、修学し、又は入学する子は、当該貸付金の連帯債務を負担する者(以下「連帯借主」という。)として加わらなければならない。

3 技能習得資金又は修学資金の連帯借主は、知識技能の習得又は修学の中途において当該資金の貸付けを受けている者が死亡したとき、又は第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に該当する事由が生じたため当該資金の貸付けを打ち切られたときは、第3条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより区長に申請し、その知識技能

〔同左〕

第7条 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金(失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金を除く。)、修学資金及び就学支度資金は、無利子とし、その他の資金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。

〔同左〕

第8条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てて、区長に申請しなければならない。

(連帯債務を負担する借主)

第9条 〔新設〕

女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金、修学資金又は就学支度資金の貸付け(第3条第3項の規定によるものを除く。))については、当該資金の貸付けにより知識技能を習得し、就職し、医療を受け、婚姻し、修学し、又は入学する子は、当該貸付金の連帯債務を負担する者(以下「連帯借主」という。)として加わらなければならない。

2 技能習得資金又は修学資金の連帯借主は、知識技能の習得又は修学の中途において当該資金の貸付けを受けている者が死亡したとき又は第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に該当する事由が生じたため当該資金の貸付けを打ち切られたときは、第3条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより区長に申請し、その知識技能の

の習得又は修学を終了するまでの間、当該資金の貸付けを受けることができる。

(貸付の決定及び通知)

第10条 区長は、第8条又は前条第3項の申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

(届出事項)

第15条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、借受者又は連帯借主若しくは保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。連帯借主又は保証人が第1号又は第2号に該当したときも同様とする。

住所又は氏名を変更したとき。

死亡し、又は所在不明となったとき。

天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

前3号に定める場合のほか、規則で定める事由が生じたとき。

(延滞利子)

第18条 区長は、借受者が償還期日(前条の規定により一時償還する場合は、当該一時償還すべき期日とする。以下この条において同じ。)までに支払うべき元利金を支払わなかったときは、当該元利金の額につき年10.75パーセントの割合をもって、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付金の償還猶予)

第19条 区長は、次に掲げる場合は、借受者に対し、貸付金の償還を猶予することができる。ただし、第1号に掲げる場合において、当該貸付金に係る連帯借主がある場合におけるその連帯借主が償還期日に当該貸付金を償還することができるものと認められるときは、この限りでない。

・ [略]

2 [略]

(委任)

習得又は修学を終了するまでの間、当該資金の貸付けを受けることができる。

[同左]

第10条 区長は、第8条又は前条第2項の申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

[同左]

第15条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、借受者又は連帯借主若しくは保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。連帯借主又は保証人が第1号又は第2号に該当したときも同様とする。

住所又は氏名を変更したとき。

死亡し、又は所在不明となったとき。

天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

前各号に定める場合のほか、規則で定める事由が生じたとき。

[同左]

第18条 区長は、借受者が償還期日(前条の規定により一時償還する場合は、当該一時償還すべき期日とする。以下本条において同じ。)までに支払うべき元利金を支払わなかったときは、当該元利金の額につき年10.75パーセントの割合をもって、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

[同左]

第19条 区長は、次の各号に掲げる場合は、借受者に対し、貸付金の償還を猶予することができる。ただし、第1号に掲げる場合において、当該貸付金に係る連帯借主がある場合におけるその連帯借主が償還期日に当該貸付金を償還することができるものと認められるときは、この限りでない。

・ [略]

2 [略]

[同左]

第23条 第3条第1項、第6条、第7条、
第8条、第9条第3項及び第15条第4号
に規定するもののほか、この条例の施行に
ついて必要な事項は、規則で定める。

第23条 第3条第1項、第6条、第7条、
第8条、第9条第2項及び第15条第4号
に規定するもののほか、この条例の施行に
ついて必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。